

北本市公告第 6 号

次のとおり制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 第 1 項の規定により公告する。なお、本公告に記載のない事項については、北本市制限付一般競争入札実施要綱（平成 25 年 6 月 20 日市長決裁）の規定によるものとする。

令和 8 年 4 月 15 日

北本市長 三 宮 幸 雄

1 入札に付する事項

- (1) 工事名
北本市健康増進センター解体工事
- (2) 工事場所
北本市中丸 10 丁目 55 番地
- (3) 工事概要
仕様書等による。
- (4) 工期
契約確定日から令和 9 年 1 月 29 日（金）まで
- (5) 設計金額
入札執行後に公表する。
- (6) 本案件の入札手続は、設計図書等及び資料の提供、届出及び入札を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。

2 入札の参加資格に関する事項

- (1) 単体の企業であること。
- (2) 施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始

の申立てがなされている者でないこと又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、北本市の競争入札参加資格の再審査を受けている者を除く。

- (4) 本件入札の公告の日から落札決定の日までの期間に、北本市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成２０年告示第３９号）の規定に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 本件入札の公告の日から落札決定の日までの期間に、北本市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成３０年告示第２６９号）に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。
- (6) 建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条の規定による解体工事業に係る許可を受けている者であって、契約者（契約を締結する権限を有する主たる営業所（本店）又はその他の営業所（支店））の所在地を北本県土整備事務所管内（鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市及び伊奈町）に有し、令和７・８年度北本市建設工事等競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。ただし、支店を北本県土整備事務所管内に有する者は、本店を埼玉県内に有する者に限る。
- (7) 解体工事業について、申請日現在「有効」なもので、開札する日から１年７月前の日以降の日までを審査基準日とする建設業法第２７条の２３第１項の規定による経営事項審査結果通知書における解体の総合評定値（Ｐ）が７００点以上の者であること。なお、経営事項審査の審査基準日は、入札の日に直近のものとし、上記(3)ただし書に該当する者にあつては、手続開始決定日以降のものであること。
- (8) 中小企業等協同組合法（昭和２４年法律第１８１号）に基づく事業協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）のうち、建設業法第３条の規定による許可を受け、かつ、官公需適格組合の証明

を受けた者で、令和 7・8 年度北本市建設工事請負等競争入札参加資格審査申請時に官公需適格組合の算出方法の特例を希望した者にあつては、(7)に定める入札参加資格について、経営事項審査結果通知書における総合評定値（P）は、官公需適格組合特例計算後の総合評定値（P）とする。

(9) 中小企業等協同組合においては、当該組合の組合員が同一の入札に参加しようとししない者であること。

(10) 平成 28 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの過去 10 年間に、国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 34 号）第 1 条に規定する法人を含む。）又は地方公共団体との請負契約において、元請けとして（特定共同企業体による契約にあつては、代表構成員に限る。）、解体工事の公共工事の施工完了実績を有する者であること。

(11) 配置予定技術者

ア 建設業法に規定された資格を有する者を建設業法第 26 条第 1 項の主任技術者、又は同条第 2 項の監理技術者として配置できること。

イ 専任の配置予定技術者は、当該者が在籍する建設業者と、「9 入札参加資格の審査等（1）提出書類」に記載した確認申請書の提出期限日の 3 月以前から恒常的な雇用関係にあることとし、かつ、それらを証明できる書類の写しを提出すること。

ウ 配置予定技術者が特定できないときは、複数の候補者を一般競争入札参加資格等確認資料（以下「確認資料」という。）に記載すること。

エ 落札者決定後、CORINS 等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。

3 入札の参加手続等

(1) 本件入札に参加を希望する者は、令和 8 年 4 月 15 日（水）午前 9 時から令和 8 年 5 月 7 日（木）午後 4 時までの期間内（ただし、電子入札システムが稼動していない時間を除く。）に、電子入札シ

システムにより競争参加資格確認申請書を提出するものとし、入札参加資格を確認するための書類は、落札者とするための審査の必要がある者から開札後に提出を求めるものとする。

- (2) 電子入札の導入準備中である場合又は社名や代表者の変更により電子証明書の情報の変更（再取得）が間に合わない場合など、やむを得ない理由がある場合は、紙入札方式参加申請書（市が指定する書式）を、令和8年4月15日（水）から令和8年5月7日（木）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）に北本市政策推進部財政課契約・検査担当へ持参により提出すること。

4 設計図書等

- (1) 公開日 令和8年4月15日（水）
- (2) 設計図面、仕様書その他必要な図書（以下「設計図書等」という。）は、電子入札システムからダウンロードし、必ず確認をすること。
- (3) 質疑等

設計図書等及び入札参加資格等に関する質疑は、次のとおり質問書を提出すること。

ア 提出先 北本市政策推進部財政課契約・検査担当（メールアドレス compe-bid@city.kitamoto.lg.jp）

イ 受付期間 令和8年4月15日（水）午前9時から令和8年4月28日（火）午後4時まで

ウ 質疑に対する回答

質疑に対する回答は、入札情報公開システムの本案件の発注図書ファイルに、令和8年5月1日（金）午後5時までに掲示する。

5 現場説明会

開催しない。

6 入札書提出期間及び開札について

- (1) 入札書提出期間

令和8年5月8日（金）午前9時から令和8年5月14日（木）

午後３時まで（ただし、電子入札システムが稼動していない時間を除く。）

(2) 開札について

ア 日時

令和８年５月１５日（金）午前１０時００分

イ 場所

北本市役所 会議室３－Ｂ

ウ 立会いについて

入札参加者は、開札に立ち会うことができる。立会いを希望する場合は、開札日前日の午後４時までに北本市政策推進部財政課 契約・検査担当に連絡すること。

7 入札方法等

(1) 入札参加申込者の確認

電子入札システム上で競争参加資格確認申請書受付票を受領した者であっても、開札日時の時点において参加資格がない者及び資格者名簿に登載されなかった者又は資格者名簿から抹消された者は、入札に参加できない。

(2) 入札書に記載する金額

入札参加者は、北本市契約規則（平成９年規則第１１号）、北本市建設工事標準請負契約約款（平成２３年告示第６４号）、設計図書等及び現場等を熟知のうえ総額により入札しなければならない。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 提出書類

入札時に、入札書とともに入札金額見積内訳書（市が指定する書式）を電子入札システムからダウンロードして提出すること。なお、

入札金額見積内訳書のファイル名は、必ず会社名を付記したものとすること。

(4) 入札の辞退

ア 競争参加資格確認申請後においても、入札書提出前までは、入札を辞退することができる。なお、入札を辞退する場合には、電子入札システムにより辞退の手続きを行うこと。また、入札書提出締切予定日時において、入札書が電子入札システムのサーバーに未着の入札参加者は、辞退したものとみなす。

イ 例外として、入札書を提出した後に、配置予定技術者が配置できなくなり参加資格を喪失した場合など、やむを得ない事由が生じた場合は、開札までの間、辞退届（市が指定する書式）を受け付ける。この場合の辞退届は、北本市政策推進部財政課契約・検査担当に持参により提出すること。

(5) 独占禁止法等関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(6) その他

一度提出した入札書は訂正又は撤回をすることができない。

8 落札候補者の決定

- (1) 入札の開札においては、落札者を定めず、予定価格の制限の範囲内において、失格基準価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札候補者（以下「落札候補者」という。）とする。この場合において、同価の入札をした者が2者以上あるときは、その者を同順位とする。
- (2) (1)において、落札候補者となるべき者が2者以上あるときは、電子入札システムの電子くじを利用して順位を決定する。
- (3) (1)における入札価格が調査基準価格を下回った場合は、北本市建設工事低入札価格取扱要綱に基づいて低入札価格調査を実施し、当該入札を行った者を落札候補者とするか否かを判断する。なお、失

格基準価格未満の入札を行った者は失格とする。

9 入札参加資格の審査等

開札後に、落札者とするための入札参加資格の確認を行うので、落札候補者は、次のとおり書類を提出しなければならない。

(1) 提出書類

以下の書類を、電子入札システムからダウンロードして提出すること。

ア 事後審査型制限付入札参加資格確認申請書（市が指定する書式。

以下「確認申請書」という。）

イ 確認資料（市が指定する書式）

ウ 施工証明書（市が指定する書式）

(2) 提出方法等

ア 提出期限

令和8年5月20日（水）午後4時

イ 提出場所

北本市政策推進部財政課契約・検査担当

ウ 提出方法

持参により提出すること。

(3) 落札候補者が提出期限内に確認申請書等を提出しないときは、当該落札候補者は、参加資格がないものとする。

(4) 入札参加資格を有していないことを確認したときは、当該落札候補者に対して、入札参加資格不適格通知書（以下「不適格通知書」という。）により通知する。

(5) 不適格通知書を受けた者は、当該通知を受けた日を含め、3日以内（休日（北本市の休日を定める条例（平成3年条例第16号）に定める市の休日をいう。以下同じ。）を除く。）にその理由について書面で説明を求めることができる。

(6) 提出された確認申請書及び確認資料は、返却しない。

(7) 不適格通知書を受け、その理由について説明を求めた結果については、下記10の事務の執行を妨げないものとする。

- (8) 調査基準価格を下回る入札があったときは、(2)アに定める提出期限について別に定めるものとし、対象となる落札候補者に通知するものとする。

10 落札者の決定等

- (1) 落札候補者について、入札参加資格の審査を行い、その結果、当該入札の参加資格を有していることを確認した場合には、落札者として決定し、当該書類が提出された日から起算して3日以内（休日を除く。）にその者に通知する。ただし、入札参加資格に疑義が生じた場合は、この限りでない。
- (2) 当該落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合には、その者の入札を無効とする。この場合、予定価格の制限の範囲内において、失格基準価格以上の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって有効な入札をした者を新たに落札候補者とし、入札参加資格の確認を行う。この場合において、その入札価格が調査基準価格を下回った場合は、低入札価格調査を実施し、当該入札を行った者を落札候補者とするか否かを判断する。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。
- (3) 開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者がいないときは、再度の入札を行う。再度の入札を執行する場合は、電子入札システム上で案内する。ただし、失格基準価格未満の価格をもって入札した者のみのときは、当該入札を終了する。
- (4) 入札執行の回数は、最初の入札及び再度の入札を合わせて2回を限度とする。
- (5) 再度の入札の結果、予定価格の制限の範囲内において、失格基準価格以上の価格をもって入札をした者がなかった場合は、施行令167条の2第1項第8号の規定により随意契約できるものとする。ただし、失格基準価格未満の入札をした者は、随意契約には参加できない。

11 入札保証金

免除する（北本市契約規則第7条第1項の規定による。）。

12 契約保証金

落札者は北本市契約規則に基づく、次のいずれかの保証を付さなければならない。保証に付する額は、請負代金の10分の1以上としなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券の提供
- (3) この契約による債務の不履行により生じる損害金の支払を保証する金融機関又は保証事業会社の保証
- (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (5) この契約による債務の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

13 低入札価格調査制度に係る調査基準価格及び失格基準価格

設定する（失格基準価格未満の入札をした者は、再度入札には参加できない。）。

14 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 電子証明書を不正に利用した者がした入札
- (2) 入札参加資格のない者がした入札
- (3) 入札金額見積内訳書を提出していない者がした入札
- (4) 郵便、電報、電話又はファクシミリによる入札
- (5) 明らかに連合によると認められる入札
- (6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- (7) 紙入札とした場合において、次に掲げる入札をした者がした入札
 - ア 入札者の押印のない入札書による入札
 - イ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に訂正印の押印のない入札書による入札
 - ウ 押印された印影が明らかでない入札書による入札
 - エ 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らか

でない入札書による入札

オ 2 通以上の入札書を提出した者がした入札

(8) その他公告に示す事項に反した者がした入札

15 前金払

前金払の額及び請求手続は、北本市公共工事前金払要綱（平成 30 年 3 月 26 日市長決裁）の規定による。

16 その他

(1) この入札は、入札に参加する者の数が 1 者であっても、入札を執行する。

(2) 本工事は、北本市営繕工事における「週休 2 日制モデル工事（現場閉所型）」の試行対象工事である。試行の実施は、北本市営繕工事における「週休 2 日制モデル工事」試行要領によるものとする。

17 契約条件について

本件入札は、落札者との契約の締結に市議会の議決を要するものであるので、落札者と仮契約書を取り交わし、市議会の議決を経て本契約として成立する。なお、本契約が締結されなかったことで生じたいかなる損害についても、北本市は一切の責任を負わない。

18 問合せ先

北本市政策推進部財政課契約・検査担当

埼玉県北本市本町 1 丁目 1 1 1 番地

直通電話 0 4 8 - 5 9 4 - 5 5 1 3

代表電話 0 4 8 - 5 9 1 - 1 1 1 1 内線 2 2 2 3

F A X 0 4 8 - 5 9 2 - 5 9 9 7

メールアドレス compe-bid@city.kitamoto.lg.jp